

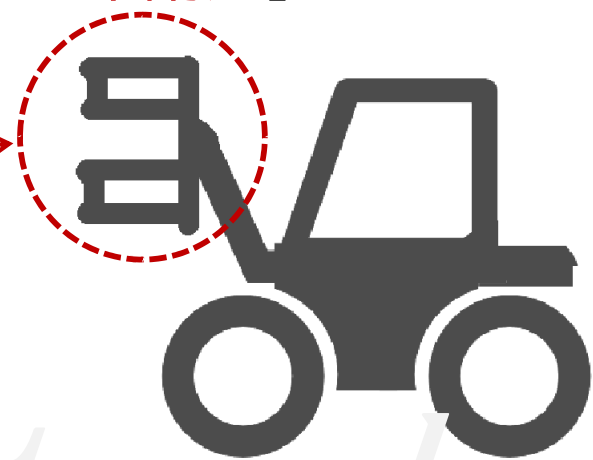
令和5年度

畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業（機械導入事業）

"配分予定額の通知"以降の手引き

【事業参加申請補足手引き：アタッチメント単体要望 事業参加申請用】

2023.04.28



公益社団法人

中央畜産会

JAPAN LIVESTOCK
INDUSTRY ASSOCIATION

Applicare ad affectum solum

- ・過去の機械導入事業で導入したホイールローダー等を動力源として利用する前提でペー
ルグラブやサイレージカッターなどのアタッチメントを単体で要望し配分された場合は、
この手引きを参照の上、事業参加申請に所定の様式を添付して下さい。
- ・要望調査時にお示ししたとおり、次の条件等を満たしている必要があります。
【条件等】
 - ①当該動力源の導入目的の作業に支障が無いこと
 - ②動力源に改造が必要な場合、その費用（部品代、加工費等）は全額自己負担で
あること
 - ③要望時の県庁との協議において、①の確認を経ていること
- ・申請内容によっては事業参加承認されない場合がありますのでご了承下さい。

【事業参加申請方法】

- ・別途配布する「事業参加申請 別紙様式1 配分されたアタッチメントの動力源につ
いて」に必要な情報を入力し、事業参加申請の「申請用添付ファイル（PDF形
式）」の最後に付けて下さい
- ・「申請用CSVデータ」作成の際に「その他の添付書類」欄に「アタッチメント単体
要望・申請」と入力して下さい

事業参加申請 別紙様式1 配分されたアタッチメントの動力源について

※この様式は「添付 PDF ファイル」の最後に付けて下さい

事業参加申請 別紙様式 1

年 月 日

公益社団法人中央畜産会
会長 森山 裕 殿

〔協議会名を記入〕会長

配分されたアタッチメントの動力源について

令和 5 年●月●日付け●年度発中畜第●号で配分予定額の通知を受けた機械装置（アタッチメント）について、下記の通り過年度の機械導入事業で導入した機械装置を動力源とすることを届け出ます。

なお、本件については、要望時の県庁との協議において確認を受け、リース事業者にも改造等について了解を得ています。

また、2に記載の機械装置は、適正な整備等を行い1の機械装置の財産処分制限期間中は使用し続けることを当該取組主体に確認してあることを申し添えます。

※下線部はリース方式の場合のみ

記

1 令和5年度に配分されたアタッチメント（機械装置）について

取組主体名	
機械装置名	
機械装置の区分	

※配分予定額の通知に記載通りに記入すること

2 1のアタッチメントの動力源とする過年度の機械導入事業で導入した機器装置

①機械装置名（型式）	
②機械装置の区分	
③配分年次	
④当該アタッチメントを使用するための改造の要不要	<input type="checkbox"/> 改造は不要 <input type="checkbox"/> 改造が必要→改造費用：●●円
⑤導入年月日	
⑥財産処分制限年月日	
⑦動力源としても当該動力源の導入目的に支障が無いことの具体的な理由	

（添付書類）改造費用がわかる見積書（該当する場合）

事業参加申請 別紙様式1 記入例

※この様式は「添付 PDF ファイル」の最後に付けて下さい

事業参加申請 別紙様式 1

記入例

令和5年●月●日

公益社団法人中央畜産会
会長 森山 裕 殿

東京都畜産振興クラスター協議会会長

配分されたアタッチメントの動力源について

令和 5 年●月●日付け●年度発中畜第●号で配分予定額の通知を受けた機械装置（アタッチメント）について、下記の通り過年度の機械導入事業で導入した機械装置を動力源とすることを届け出ます。

なお、本件については、要望時の県庁との協議において確認を受け、リース事業者にも改造等について了解を得ています。

また、2に記載の機械装置は、適正な整備等を行い1の機械装置の財産処分制限期間中は使用し続けることを当該取組主体に確認してあることを申し添えます。

記

1 令和5年度に配分されたアタッチメント（機械装置）について

取組主体名	東 京 子
機械装置名	ペールグラブ
機械装置の区分	飼料収穫・調製用機械装置

※配分予定額の通知に記載通りに記入すること

2 1のアタッチメントの動力源とする過年度の機械導入事業で導入した機器装置

①機械装置名（型式）	ホイールローダー（堆肥切返作業の用途に限る）
②機械装置の区分	堆肥調製散布関係機械装置
③配分年次（回次）	平成30年度（第1回）
④当該アタッチメントを使用するための改造の要不要	<input type="checkbox"/> 改造は不要 <input checked="" type="checkbox"/> 改造が必要→改造費用：300,000円
⑤導入年月日	令和元年9月2日
⑥財産処分制限年月日	令和8年9月1日
⑦動力源としても当該動力源の導入目的に支障が無いことの具体的な理由	・堆肥の切り返し作業は毎日19:00～20:00に実施しています ・ペールグラブを装着しての飼料畑での収穫作業は日中しか行いません ・そのため、導入目的（堆肥の切り返し作業）には支障がありません

（添付書類）改造費用がわかる見積書（該当する場合）